

件 名

県議会令和4年9月定例会概要について

提出理由

県議会令和4年9月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。

概 要

1 会期

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 9月22日 | 開会 |
| 9月29日～10月5日 | 一般質問 |
| 10月7日 | 文教委員会 |
| 10月11日 | 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 |
| 10月12日 | 公社事業対策特別委員会 |
| 10月14日 | 委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論、採決、閉会 |

(財務課)

2 本会議の質問

| | | | |
|------|-------|-----|---------|
| 質問者数 | 15人中 | 12人 | (80.0%) |
| 質問本数 | 268本中 | 39本 | (14.6%) |

3 文教委員会

(1) 付託議案
なし

(2) 当面する行政課題報告
学校におけるヤングケアラー支援の取組について

(3) 所管事務調査
教員の超過勤務について
学校におけるいじめ問題について
教員の未配置・未補充の現状と解決への取組について

- 4 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
審査事項 現下の新型コロナウイルス感染症対策について

- 5 公社事業対策特別委員会
審査事項 公社における改革の取組について
審査対象法人 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|--------------------|---|---|---------------------------------------|
| 9 月 29 日 | 齊藤 邦明 (自民) | 2 いじめ問題について | 生徒指導課 |
| | | 3 魅力ある高校づくりについて | 高校教育指導課 魅力ある高校づくり課 |
| | 平松 大佑 (県民) | 4 スタートアップ・ベンチャーの育成支援について (2) 起業家マインドを育てるための教育局と連携した取組について | *産業労働部長 産業支援課 |
| | | 5 教育D Xの推進について (1) 県立学校におけるI C T端末等の環境整備について ア 令和5年度の全校導入に向けた状況について | I C T教育推進課 |
| | | イ 導入後の支援について | I C T教育推進課 |
| | | ウ 新一年生の保護者に向け、更なる周知を | I C T教育推進課 |
| | | エ 生活困窮世帯の児童生徒への支援について | I C T教育推進課 |
| | | オ 生活困窮世帯への周知について (2) I C T活用の自治体間格差について | I C T教育推進課 |
| | 萩原 一寿 (公明) | 7 肢体不自由特別支援学校について | 特別支援教育課 |
| | 9 月 30 日 | 杉田 茂実 (自民) | 4 公立中学校運動部活動の地域移行について |
| 白根 大輔 (民主フォーラム) | | 教育なし | - |
| 前原 かづえ (共産) | | 3 社会保障の削減や物価高から、生活困窮者を守り子育て応援の施策の充実を | 知事 社会福祉課、保健体育課 |
| | | 6 小規模こそ良さがある。高校統廃合は、いったん立ち止まり深い論議を | I C T教育推進課 魅力ある高校づくり課 県立学校人事課 |
| | 7 学校にいけない子どもたちの学ぶ権利を守るのは行政の義務 | 生徒指導課 | |

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|---|---|-------------------------------|
| 10 月 3 日 | 阿左美 健司 (自民) | 1 過疎対策について <u>(3) 教育環境の確保について</u> | 魅力ある高校づくり課 |
| | | 3 ハサップの推進について <u>(2) ハサップに関する教育について</u> | 高校教育指導 |
| | 金野 桃子 (県民) | 3 教育改革について <u>(1) 「社会に開かれた教育課程」を実現していくビジョンを</u> | 義務教育指導課 小中学校人事課 生涯学習推進課 |
| | | <u>(2) 特別免許状の活用を</u> | 教職員採用課 |
| | | 10 地元問題について <u>(1) 戸田かけはし高等特別支援学校に中学部の設立を</u> | 特別支援教育課 |
| | 渡辺 大 (自民) | 6 不登校児童生徒に対する支援について <u>(1) 不登校特例校の拡充等について</u> | 生徒指導課 |
| | | <u>(2) フリースクールに通う児童生徒に対する助成等について</u> | 生徒指導課 |
| | | 7 教職員の過酷な勤務実態の改善について <u>(1) 教職員の勤務実態把握の必要性について</u> | 小中学校人事課 県立学校人事課 |
| | | (2) 過酷な労働状況の改善について <u>ア 教員の人員増加について</u> | 小中学校人事課 県立学校人事課 教職員採用課 |
| | | <u>イ 業務量の削減について</u> | 小中学校人事課 県立学校人事課 |
| | 8 面会交流について <u>(1) 学校等での面会交流の推進について</u> | *福祉部長 少子政策課 | |

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|------------------------------|--|-----------------------|
| 10 月 4 日 | 小川 直志 (自民) | 6 小・中学校の統廃合について <u>(1) 地域の実情を踏まえた小・中学校の統廃合を</u> | 小中学校人事課 |
| | 安藤 友貴 (公明) | 2 県立高校普通教室の空調設備に係る費用について <u>(1) 全国都道府県における空調関係の公費化の状況について</u> | 財務課 |
| | | <u>(2) 本県でも公費化にすべき</u> | 財務課 |
| | | <u>(3) 学校ごとの契約内容の把握について</u> | 財務課 |
| | | 4 新型コロナウイルス感染症について (3) コロナに罹患して定期検査を受けられなかった生徒の対応について <u>ア 対応を学校ごとにどのように判断したのか</u> | 高校教育指導課 |
| | | <u>イ 県として一律に決定しなかった理由について</u> | 高校教育指導課 |
| | | <u>ウ 生徒が選択できる環境はつukれないのか</u> | 高校教育指導課 |
| | | 6 子供のネットパトロールについて <u>(1) パトロール内容の変化について</u> | 生徒指導課 |
| | <u>(2) 事業内容を時代に則したものにすべき</u> | 生徒指導課 | |
| | 永瀬 秀樹 (自民) | 教育なし | - |

| 月日 | 質問議員 | 質問事項 | 答弁者（無記入は教育長） 答弁担当課 |
|-------------------|---------------|--|-----------------------|
| 10 月 5 日 | 細田 善則 (自民) | 8 メタバース出席など先進的な不登校対策について | 生徒指導課 |
| | 岡地 優 (自民) | 1 部活動の地域移行について (1) 部活動の大きな転換点としての地域移行について | 知事 保健体育課 |
| | | (2) 生徒や保護者の意見について | 保健体育課 |
| | | (3) 受入れ団体について | 保健体育課 |
| | | (4) 県の今後の取組について | 保健体育課 |
| | | (5) 問題行動の増加について | 保健体育課 |
| 神尾 高善 (自民) | 教育なし | - | |

* 教育に関連のある答弁のため掲載

一般質問①（教職員の過酷な勤務実態の改善について）

質問

Q 1 名古屋大学教授らのグループが行った2021年のアンケート調査で、小中学校の教員で休憩時間がゼロと回答した者が約半数、1か月の平均残業時間は105時間という結果が出された。また、長時間労働であるほど「いじめの早期発見ができていないか不安」、「準備不足のまま授業に臨んでいる」とする教員の割合が多くなる傾向にあり、教員の長時間労働のしわ寄せは子供に向かう。

まずは、教職員の勤務の実態把握に努める必要があると考えるが、所見を伺う。

Q 2 教員の勤務状況改善には業務の削減などをするしかないが、教員個人で業務を削減することは困難と考える。個人の努力ではなく仕組みを作ることが重要で、それは教育委員会の担うべき業務である。例えば通知表の簡素化やダブル担任制など、業務負担軽減のための仕組みの見直しについて所見を伺う。

答弁

A 1 本県では、全ての公立学校において、教員の出勤時刻と退勤時刻をICカードの打刻等を行うことにより、在校等時間を把握している。また、昨年度は、県立学校では全校、市町村立学校では全市町村から小中学校1校ずつを抽出し、30分ごとの在校中の勤務内容及び「持ち帰り仕事」の内容や時間の調査を実施した。

教員の働き方改革は、最も重要かつ喫緊の課題の一つであり、現在、進めている取組の進捗状況を踏まえながら、必要な実態把握に努めていく。

A 2 業務削減を含めた学校の働き方改革については、教員一人一人の取組に任せるのではなく、県がリーダーシップを発揮して取り組むことが重要であると考えている。

具体的には、超過勤務時間の縮減に効果の高い10の取組を示した「業務改善スタンダード」を作成し、市町村教育委員会や学校に取組を求めている。また、小・中学校において、勤務時間開始前の教育活動を原則行わない、通知表の所見欄を無くすなどの様式の見直し等、業務の「仕組み」そのものについて見直すよう示している。

今後とも、今まで当たり前に行われていた業務についても積極的に見直し、その進捗状況について、有識者等の第三者からの御意見も伺いながら検証し、学校における業務改善や業務削減を強力に推進していく。

一般質問②（部活動の地域移行について）

質問

- Q 1 まだ国や県からの正式な通達は来ていないが、部活動の地域移行を実施するようであるなら、当事者の生徒及び保護者の意見を聞いて進めていただきたいということを地元の教育委員会から聞いている。
生徒及び保護者の意見を聞く機会の設定など、埼玉県の今後の予定について、見解を伺う。
- Q 2 県として市町村の取組に対する支援など、どのように取り組んでいくのか、今後の予定と見通しを伺う。

答弁

- A 1 部活動の地域移行を進める上で、生徒・保護者にとって、より良いスポーツ、文化芸術環境を目指すことが大切である。そのためには、各自治体が、生徒や保護者のニーズに応え、地域の実情に応じて取組を進めていくことが重要である。県では、9月に市町村の担当者会議を開催し、生徒や保護者、教員の意見を把握するためにアンケート等を行っている事例などの報告をいただき、市町村間における情報共有を図っている。
今後こうした会議を開催し、各市町村に対して生徒や保護者の意見を聞く機会の設定を働き掛けるなど、当事者に寄り添った地域移行が進められるよう取り組んでいく。
- A 2 県では、部活動の地域移行に向けて、白岡市、戸田市で実践研究を行い、地域移行した場合の活動の場や指導者の確保、保護者の費用負担などを検討し、モデルケースとなる取組の実践、課題の検証をしている。
市町村を対象に実施したアンケート調査では、人材や団体等のスポーツ資源の有無など、様々な課題が明らかになっており、関係課からなる「埼玉県部活動地域移行推進委員会」を令和4年7月に設置し、これらの課題を整理している。
国では、今後、部活動のガイドラインを改訂する予定であり、県としては、それを踏まえ、市町村向けに部活動の地域移行に関する指針を整理するとともに、関係課と連携し、スポーツ・文化団体への協力を要請するなど、部活動の地域移行が円滑に進められるよう取り組んでいく。

行政報告（学校におけるヤングケアラー支援について）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 ヤングケアラーサポートクラス（出張授業）について、元ヤングケアラーの方に話をしてもらうことは重要なことだと思う。その経験から、元ヤングケアラーの方は、当時、学校にどのような対応をしてほしかったと話しているのか伺う。
- Q 2 ヤングケアラーの子供たちはケアと学校生活のバランスを形成することに悩んでおり、この学校生活とのバランスの形成には、先生方の役割は非常に重要である。県教育委員会には、ケアと学校生活とのバランスの形成に、重きを置いてほしいと考えるが、いかがか。

答弁

- A 1 今まで、元ヤングケアラーの方6人に合計12回、講演をしていただいたが、自分の思いを学校の教職員に理解してほしかったというようなことが共通している。
家族のケアを行っていることが自分の生活の一部になっていることは、自分では受け止めているが、友達と付き合ったり、部活をやったり、希望する進路を実現することについてはヤングケアラーであってもヤングケアラーでなくても同じように望んでいるということ、家族のケアと自身の学校生活とのバランスを取りたいということについて、理解してほしいということを出張授業の中で話をされていた。
- A 2 県教育委員会として重きを置くところは、次代を担う若者が、ケアを行い、自分の生活も大事にしていく、そのバランスを取れるようにしていくということである。教職員を通じて理解を深めることもあれば、教職員から生徒へいろいろな授業を通じて生徒自身にも分かってもらうような努力をこれからもしていきたいと考えている。

所管事務調査（教員の超過勤務について）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 働き方改革の議論において、「削る話」ばかりに集中しているような気がするが、削る話だけが先行してはいけない。授業の準備など、子供たちのためになることであれば、その部分はやむを得ないことだと思う。そうした中で、働き方改革を進めるために、県が把握する好事例を全ての市町村に広げ、底上げすることが県の役割と考えるがいかがか。
- Q 2 限られた人材の中で学校を回していくのであれば、効率的に回していくしかない。効率化を進めるため、DXの推進は必須の課題であり、教員のスキルアップや授業の準備の効率化にもつながると考える。そういったものにも、予算と知恵を使って取り組み、削ってはいけない部分、削ってよい部分のメリハリをつけながら教員の働き方を進めていただきたいと思うが、考えを伺う。

答弁

- A 1 働き方改革の目的は、あくまで教育の質の維持向上であり、従来積み上げてきた教育的価値のある指導が削減されるのは本末転倒である。
働き方改革を進める上で、教員が「何を大事にしているのか」、「何をやるべきで、何を削るべきなのか」ということを、全教職員で共通理解を図ることは重要なポイントであり、教員が大事にしている部分を残しつつ、例えば、スクール・サポート・スタッフなどが教員でなくてもできることを担うことで、教材研究や子供たちと向き合う時間を増やす、不要な部分を削除するといった手法や手立てを、県教育委員会として、市町村教育委員会に情報提供したいと考えている。
- A 2 働き方改革の目的は、子供たちにより良い教育を提供するため、教員がゆとりを持った時間の中で教材研究や子供たちの相談にしっかり対応し、毎日元気で明るく教室に行ける環境を整えることである。
子供たちの相談などには引き続き対応していくとともに、作成した教材をクラウドで共有し、他の教員の教材作成に役立てるといったことなど、各市町村でもデジタルツールを活用して、通常業務の質を落とさずに省力化が図られている事例も出てきているので、県立学校や市町村に普及させていきたい。

所管事務調査（学校におけるいじめ問題について）に係る質疑応答の概要

質問

- Q 1 いじめは被害者だけでなく、誹謗中傷やデマなどにより加害者の個人情報さらされてしまうなど、加害者の人生も台無しにしてしまう大きなリスクがあるということを、児童生徒だけでなく保護者にも広く啓発すべきだと思うが、児童生徒・保護者に直接訴え掛けるような取組を県として行っているのか。
- Q 2 国の中央教育審議会は、「教育委員会の在り方」について、「市町村がより主体性を持って学校運営の責任を負う体制が整うのに従い、都道府県が行う指導・助言・援助の役割を限定する方向で見直す」という答申を出している。しかし、いじめ重大事態が発生した場合、市町村の対応力の格差がますます広がってしまうと考えるが、教育長の所見を伺う。

答弁

- A 1 学校では、道徳の時間など様々な教育活動を通じて、いじめは絶対に許されないものであることを指導している。また、児童生徒の発達年齢なども考慮しながら、教員や外部の指導者を招いて指導をしている。その中で、保護者も招き啓発を行っている。
そのほか、いじめが許されないことや、そのことがどんな結果を招くことがあるのかといったことについて、保護者に対して、入学前の説明会などの機会を利用して伝え、家庭での見守りをお願いしている。
- A 2 教育活動の内容全般については、各市町村教育委員会が、首長の意向も踏まえ、地域の実情に応じ担っているが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第48条において、都道府県教育委員会は、市町村に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導助言又は援助を行うことができると規定されている。市町村によって規模、取組状況、課題は様々であり、いじめの対応だけでなく、様々な面において、県内一律に同じような教育が子供たちに提供できるように、市町村に対して県としての役割を果たし、しっかり支援していく。

質問

- Q 1 教員が未配置・未補充だったとしても、教育現場に穴を空けるわけにはいかないと思うが、その穴埋めをどう行ってきたのか。
- Q 2 本県は、これまで、豚熱や台風災害など様々な問題に際して、全県全庁を挙げて応援体制を組み、克服してきた。教員の未配置・未補充の問題についても、埼玉の教育の危機と捉え、県教育委員会を挙げて応援体制を組むことで乗り越えられるのではないか。

答弁

- A 1 小・中学校及び県立学校では、教員の未配置・未補充により、児童生徒がその教科を学べないといった未履修がないよう、緊急の措置として、短時間勤務の非常勤職員を配置するなどして対応してきた。
また、該当校種・教科の教員免許状を有していない場合には、臨時免許状を発行し、指導に当たらせたり、教員が幾つかの学校で勤務する兼務発令を行ったり、教科内で教員の持ち時数を調整するなど、穴が空かないよう工夫して取り組んでいる。
- A 2 教員の未配置・未補充は、教育現場に負担が生じ、児童生徒への影響も大きい問題と受け止めている。
しかし、児童生徒や保護者、地域との信頼関係を基盤とする学校教育の実情や教職の特殊性を考慮すると、応援職員の派遣は、その度に指導する先生が変わることになり、学習への影響が心配される。
また、教員の未配置・未補充が生じる期間も不透明であるため、見通しを持った派遣は難しく、職員の通常業務への影響も懸念されることから、応援体制の構築は難しいと考える。

質問

- Q 1 埼玉県では、2名の陽性者が発生した場合などに5日間の学級閉鎖となり、学級閉鎖となった学級の生徒は学校のイベントや部活動に参加できないと伺っている。社会経済活動などがコロナ前の状態に戻りつつある状況において、校内のクラスター防止等に苦慮していることは理解できるが、できるだけ緩和はできないのか。
- Q 2 陽性になると出席停止扱いになるが、新型コロナウイルス感染症で休むことで成績に影響することがあるのか。成績に影響しないということであれば、今一度、先生方にその認識を共有していただきたいと思うがいかか。

答弁

- A 1 本県では、多くの児童生徒が感染しており、学校における感染拡大が懸念される状況が続いている。そうした中、できるだけ通常の教育活動を行いつつ、陽性者が発生した際には、学級閉鎖などの初期対応を徹底するとした対応で、校内での感染拡大防止を図っている。ただし、学校における感染防止の対応は重要である。一方で、学級閉鎖により、児童生徒の行事や部活動への参加に影響が出ることがある。
- 県としても、児童生徒の学びや活動の機会を確保すること、大変重要であると考えており、今後は、感染状況を注視しつつ、感染防止と教育活動のバランスを踏まえた上で、少しでも子供たちの学校生活の充実につながるよう、段階的な目安の見直しについて検討していく。
- A 2 県では、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえて総合的に判断した上で評価することという指針を示し、各学校では、この指針とそれぞれの学校の生徒の学習状況を踏まえ、評価しており、新型コロナウイルス感染症で休むことが成績に影響することはないと考えている。
- ただし、不安を持つ生徒・保護者もいると思うので、生徒に寄り添った対応をするよう改めて学校には指導していく。

公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団について（質疑応答の概要）

質問

- Q 1 小・中学校への出前授業である「古代から教室へのメッセージ」事業とは、具体的にどのような事業か。
- Q 2 経営指標で、遺跡の見学会や報告会の参加者数が令和2年度以降減少している。新型コロナウイルス感染症の影響と思われるが、埋蔵文化財は非常に大切であり、地域がなぜそこに存在しているのかということを考える蓄積になる。これをいかに周知していくか、遺跡見学会の将来的な展望を伺う。

答弁

- A 1 「古代から教室へのメッセージ」事業は、本物の土器や石器などの出土品を事業団職員が学校に持っていき、これを教材として学校の教員と一緒に授業を行うものである。実物を児童生徒が手に取って学習することで、触覚、視覚、聴覚、嗅覚などを使って日頃の授業では得られない学習効果を引き出すことが可能となっている。事業の内容であるが、事前に教員との打合せを実施した上で、チームティーチングによる授業を行っている。事業団職員は専門の知見だけではなく実際に発掘に携わった者として、土器の発掘したときの状況や気持ちなどを率直に伝えることで、教員の補助に当たっている。令和3年度は小・中学校40校で実施し、学校からは好評を頂いている。
- A 2 遺跡見学会、報告会の実績には、新型コロナウイルス感染症の影響により遺跡見学を中止したこと、また、感染防止対策のために参加者の制限をしたことが影響している。新型コロナウイルス感染症対策として、これまで当日受付順としていたものを事前申込制とし、人数制限を設けて実施している。一度に案内する人数を区切り、少人数で実施するようにしており、これまで感染者の発生の報告は無い。今後は、ホームページやSNSなどでの情報発信に努めながら、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視し適切に実施していきたいと考えている。